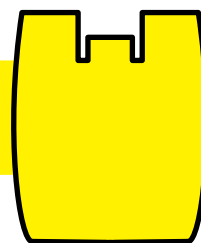


もやせる物 週2回



- 指定袋は「**黄色の袋**」です。
- 収集当日の朝6時頃から朝8時まで**に決められた場所に出しましょう。
- 50cm以上のものは、粗大ごみとなります。（衣類等布製品は除く。）

台所ごみ
(生ごみ、貝殻ごみ)

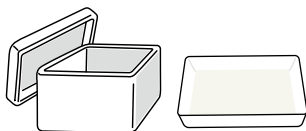
食品容器・袋等
カップ麺容器・

ペットボトルの
キャップとラベル

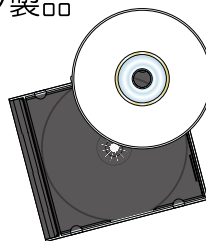
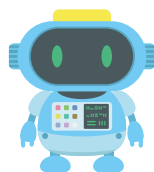


- ・水分をしっかりと切ってください。

発泡スチロール・
白色トレー



CD、おもちゃ、バケツ等の
プラスチック製品



紙くず、紙おむつ等



- ・50cm未満に割ってください。

- ・おむつの汚物は取り除いてください。

- もやせる物（プラスチック類など）とリサイクルする物（金属類など）の混合物はできる限り分別し、それぞれの種別で出してください。どうしても分別できない場合は、占める割合が多い種別に分別してください。

もやせる物の減量化を進めましょう

家庭から出る「もやせる物」の重量のうち、約40%が「生ごみ」です。
その生ごみの約80%が水分のため、水切りがごみ減量化に大きな効果をもたらします！
ほかにも、水切りをすることで、ごみが軽くなり、ごみ出しが楽になったり、悪臭や虫の発生を防ぐことができます。
生ごみの水切りを積極的に行い、ごみの減量化を進めましょう。

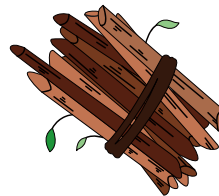


在宅医療廃棄物



・針等鋭利な部分がある場合は、必ず紙で包み、指定袋に「危険」と明記してください。

木くず・草・落ち葉



・直径8cm未満、長さ50cm未満にしてください。
(1か所のごみステーションにつき10袋まで)

食用油



・油は固形化するが、紙等にしみ込ませる。

衣類等布製品



・大きさにかかわらず、指定袋に入るものは「もやせる物」

ゴム・皮類



- 容器等に入っている固体物、液体物、気体物は、必ず使い切ってください。
- 鋭利なものは新聞紙などに包み、指定袋に「危険」と明記してください。
- 下着、紙おむつ、生理用品、在宅医療廃棄物は、新聞紙で包むか、中身が見えない袋に入れたうえで、指定ごみ袋に入れて出すことができます。

収集日	収集区域 ※収集場所が基準
毎週 月・木 火・金	竹原町（JR線以南）、下野町（竹原西小学校区） 塩町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 中央一丁目・二丁目、田ノ浦一丁目・二丁目・三丁目、 港町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、 吉名町（毛木、郷、西条、東条、久保城、浦尻、掛ノ浦）、 小梨町、高崎町、福田町、忠海長浜一丁目・三丁目、 忠海床浦一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、忠海中町一丁目、
	竹原町（JR線以北）、下野町（中通小学校区）、 中央三丁目・四丁目・五丁目、 本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 吉名町（港、水場、平方、曾井、久保谷）、 田万里町、仁賀町、西野町、新庄町、東野町、 忠海中町二丁目・三丁目・四丁目、 忠海東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目